

一、相关新法令、新政策

● 企业重组业务企业所得税管理办法

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2010 年第 4 号

【发布日期】2010-07-26

【实施日期】2010-01-01

【提 示】该办法对《关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》（财税〔2009〕59 号）做出进一步解释和细化，重点明确了不同债务重组方式下应准备的资料。根据该办法：

- 同一重组业务的当事各方应采取一致的税务处理原则，即统一按一般性或特殊性税务处理。重组业务完成年度的确定，可以按各当事方适用的会计准则确定，具体参照各当事方经审计的年度财务报告。
- 该办法发布时企业已经完成重组业务的，如适用《关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》特殊税务处理，企业没有按照该办法要求准备相关资料的，应补备相关资料；需要税务机关确认的，按照该办法要求补充确认。2008、2009 年度企业重组业务尚未进行税务处理的，可按该办法处理。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

企业重组业务企业所得税管理办法

http://www.gov.cn/zwqk/2010-08/03/content_1670526.htm

关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9037699.html>

● 网上纳税申报软件管理规范（试行）

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2010 年第 3 号

【发布日期】2010-07-19

【实施日期】2010-11-01

【提 示】该管理规范明确了网上纳税申报软件的评测、服务与权益保障、数据传输质量与保密、日常运行维护以及开发服务商的法律责任等。根据该管理规范，网上纳税申报软件分为：

- 低保型纳税申报软件：由国家税

一、関連する新法令、新政策

● 企業再編業務企業所得税管理弁法

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2010 年第 4 号

【発布日】2010-07-26

【施行日】2010-01-01

【コメント】本弁法は、「企業再編業務の企業所得税を処理するにあたっての若干事項についての通知」(财税[2009]59 号)について、更なる解釈を行い、具体化し、異なる債務再編方法ごとに準備しなければならない資料を重点的に明確にした。本弁法によると、次の通りである。

- 同一の再編業務の各当事者は、一致している税務処理原則をとるものとし、即ち、統一して普通税務処理規定と特別税務処理規定に照らして処理する。再編業務完成年度を確定する際に、各当事者が適用する会計準則で確定することができ、具体的には、各当事者の監査を経た年度財務報告を参照する。
- 本弁法が公布される際に、企業が既に再編業務を完成した場合、「企業再編業務の企業所得税を処理するにあたっての若干事項についての通知」における特別税務処理規定を適用するときは、関係する資料を補足しなければならない。税務機関の確認が必要である時、本弁法の要求に照らして補足して確認を行う。2008、2009 年度の企業再編業務は、まだ税務処理を行っていない場合、本弁法に基づき処理することができる。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
企業再編業務企業所得税管理弁法

http://www.gov.cn/zwqk/2010-08/03/content_1670526.htm

企業再編業務の企業所得税を処理するにあたっての若干事項についての通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9037699.html>

● オンライン納税申告ソフトウェア管理规范（试行）

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2010 年第 3 号

【発布日】2010-07-19

【施行日】2010-11-01

【コメント】本管理规范は、オンライン納税申告ソフトウェアの評価、テスト、サービスと権益保障、データ伝送品質と秘密保持、日常運転メンテナンスとサービスプロバイダーの法的責任等を明確にした。本管理规范による

务总局组织开发和维护,免费提供纳税人使用。

- 商品化纳税申报软件:由市场上开发服务商根据相关规定开发,纳税人自愿选购并享有配套服务。
- 纳税人自行开发的纳税申报软件:由纳税人自行研发。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9815964.html>

と、オンライン納税申告ソフトウェアは、以下の通り分類される。

- 最低限保障型納税申告ソフトウェア。国家稅務總局がディベロッパー及びメンテナンスを組織し、無償で納税者に提供する。
- 商品化納税申告ソフトウェア。市場におけるサービスプロバイダーが関連規定に基づき開発し、納税者が自己の意思により購入し、且つ関係するサービスを受用する。
- 納税者が自ら開発した納税申告ソフトウェア。納税者が自ら研究・開発したものである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9815964.html>

● 关于科技重大专项进口税收政策的通知

【发布单位】财政部等五部门

【发布文号】财关税〔2010〕28号

【发布日期】2010-07-24

【实施日期】2010-07-15

【提示】根据该通知,对承担《国家中长期科学和技术发展规划纲要(2006-2020年)》科技重大专项项目(课题)的企业和事业单位,使用特定资金进口项目所需国内不能生产的关键设备(含软件工具及技术)、零部件、原材料,将免征进口关税和进口环节增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201008/t20100804_331466.html

● 科学技術重大個別輸入租稅政策に関する通知

【発布機関】財政部等5部門

【発布番号】財関税〔2010〕28号

【発布日】2010-07-24

【施行日】2010-07-15

【コメント】本通知によると、「国家中长期科学及技术發展計画綱要(2006-2020年)」における科学技術の重大個別プロジェクト(課題)を担当する企業及び事業組織は、特定資金を利用して、プロジェクトに必要となる国内で生産できない重要設備(ソフトウェア道具及び技術を含む)、部品、原材料を輸入する際に、輸入関税及び輸入増徴税を免除される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201008/t20100804_331466.html

● 关于调整条形码服务费收费标准及有关问题的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改价格〔2010〕1555号

【发布日期】2010-07-16

【提示】根据该通知,自2011年01月01日起的两年内,对自愿申请使用条形码的企业,可按该通知所列收费标准收取加入费(每个企业1000元)、胶片制作费(每张40元)、系统维护费(进出口公司每年2000元,集团公司每年1500元,单个企业每年1000元)等三项服务费;该通知同时取消了商标查询费和统一代码服务费。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2010tz/t20100804_364686.htm

● バーコードサービス料徴収基準の調整及び関連事項についての通知

【発布機関】国家發展改革委員会

【発布番号】发改價格〔2010〕1555号

【発布日】2010-07-16

【コメント】本通知によると、2011年1月1日からの2年間において、自己の意思によりバーコードの使用を申請する企業については、通知に列挙される費用徴収基準で参入費(1社につき1000元)、フィルム製作費(1枚につき40元)、システムメンテナンス費(輸出入会社毎年2000元、グループ会社毎年1500元、単独の企業毎年1000元)等3項目のサービス費を徴収することができる。本通知は、同時に商標調査費用及び統一コードサービス料を取り消した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2010tz/t20100804_364686.htm

● [关于认真做好粉尘与高毒物品危害治理专项行动检查复查阶段相关工作的通知](#)

【发布单位】国家安全生产监督管理总局
【发布文号】安监总厅安健〔2010〕140号
【发布日期】2010-08-03
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2010/0804/103470/content_103470.htm

● [保险资金运用管理暂行办法](#)

【发布单位】中国保险监督管理委员会
【发布文号】中国保险监督管理委员会令 2010 年第 9 号
【发布日期】2010-07-30
【实施日期】2010-08-31
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab40/i137280.htm>

● [关于促进黄金市场发展的若干意见](#)

【发布单位】中国人民银行等六部门
【发布文号】银发〔2010〕211号
【发布日期】2010-07-22
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&ID=3731&keyword>

● [关于进一步加强汽车销售行为以及汽车配件质量监管工作的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局等三部门
【发布文号】工商消字〔2010〕148号
【发布日期】2010-07-26
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2010-08/06/content_1672685.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [粉塵及び毒性の高い物の危険性又は有害性の管理個別行動検査の再検査段階における関係する作業を遂行することについての通知](#)

【発布機関】国家安全生产监督管理总局
【発布番号】安監総庁安健〔2010〕140号
【発布日】2010-08-03
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2010/0804/103470/content_103470.htm

● [保険資金運用管理暫定弁法](#)

【発布機関】中国保险监督管理委员会
【発布番号】中国保险监督管理委员会令 2010 年第 9 号
【発布日】2010-07-30
【施行日】2010-08-31
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab40/i137280.htm>

● [金市場の発展を促進することについての若干意見](#)

【発布機関】中国人民银行等 6 部門
【発布番号】銀発〔2010〕211号
【発布日】2010-07-22
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&ID=3731&keyword>

● [自動車販売行為及び自動車部品品質監督管理作業を更に強化することについての通知](#)

【発布機関】国家工商行政総局等 3 部門
【発布番号】工商消字〔2010〕148号
【発布日】2010-07-26
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2010-08/06/content_1672685.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 《工资条例》年内恐难出台，部委间尚存概念分歧

日前，人力资源和社会保障部劳动工资研究所相关人士表示，《劳动合同法》出台之后，给企业带来了一定的冲击，在《劳动合同法》实施过程中还存在一些问题的情况下，再密集地出台《工资条例》等类似劳动法规，未必是很好的时机；而且，相关部委对于《工资条例》中的部分基本概念（包括“工资组成”、“垄断行业”、“同工同酬”等）尚未达成一致，一些可操作性的监管措施也还有待进一步研究。因此，《工资条例》年内出台的可能性不大。

（摘自中国法律信息网；2010年08月06日发布）

- 《对外劳务合作管理条例》、《政府制定价格成本监审条例》公开征求意见

日前，国务院法制办公室发布《对外劳务合作管理条例（征求意见稿）》（征求意见截止日期2010年08月23日）、《政府制定价格成本监审条例（征求意见稿）》（征求意见截止日期2010年09月01日），公开征求意见。

（里兆律师事务所2010年08月06日整理编写）

- 二十二个省区市全面取消对高耗能企业优惠电价

为确保“十一五”节能减排目标实现，截止07月14日，对高耗能企业实行优惠电价的22个省区市，已全部取消了地方实施的优惠电价措施。目前，所有高耗能企业开始执行新的差别电价政策，此次取消优惠电价共涉及金额150多亿元。

（摘自国家发展和改革委员会网站；2010年08月06日发布）

- 国务院印发《关于三网融合试点工作有关问题的通知》

2010年07月01日，国务院办公厅公布了第一批三网融合试点地区（城市）名单，三网融合试点工作正式启动。为了指导和推进三网融合第一阶段试点工作有序开展，国务院三网融合工作协调小组办公室于2010年07月20日向三网融合试点地区（城市）所在省（市）人民政府办公厅印发了《关于三网融合试点工作有关问题的通知》。

- 「給与条例」が年内に公布できない可能性があり、官公庁間に未だ概念の認識上の食い違いがある

先頃、人的資源社会保障部労働給与研究所の関係職員が明かしたところでは、「労働契約法」公布後は、企業に一定の衝撃をもたらす、「労働契約法」の施行過程においてまだ問題がある状況下で、さらに「給与条例」等の類似する労働法規を密集的に公布することは、タイミングが必ずしもよいとは限らず、関係する官公庁は、「給与条例」における一部の基本的概念（「給与構成」、「独占業界」、「同一の労働に対しては同一の報酬」等を含む）について、未だ認識が一致しておらず、一部の実行可能な監督管理措置についても、更なる検討が必要である。従って、「給与条例」が年内に公布される可能性は高くないとのことである。

（2010年8月6日付の中国法律情報網より抜粋）

- 「对外劳务合作管理条例」、「政府が制定する価格コスト監督審査条例」がパブリックコメントを募集する

先頃、国务院法制办公室は「对外劳务合作管理条例（意見募集案）」（意見募集締切日2010年8月23日）、「政府が制定する価格コスト監督審査条例（意見募集案）」（意見募集締切日2010年9月1日）を公布し、パブリックコメントを募集している。

（里兆法律事務所が2010年8月6日付で作成）

- 22 省区市のエネルギー高消費企業に対する電気価格優遇措置を取り消す

「十一五」省エネ排出削減の目標の実現を確実に保証するため、7月14日まで、高消費企業に対して電気価格優遇措置を講じていた22省区市は、現地が実施していた電気価格優遇措置を一切取り消した。現在、全ての高消費企業は、新しい電気価格の差別的な政策の実施を開始し、今回の電気価格優遇措置の取消に係わる金額は、合計150億元あまりである。

（2010年8月6日付の国家发展和改革委员会ウェブサイトより抜粋）

- 国务院が「三網融合試行作業に関する問題についての通知」を印刷配布した

2010年7月1日、国务院弁公庁は「第一回目的三網融合試行地域（都市）リスト」を公表し、三網融合試行作業が正式に起動した。三網融合の第一段階目の試行作業の秩序ある展開を指導し、促進するため、国务院三網融合作業調整組弁公室は、2010年7月20日に、三網融合試行地域（都市）の所在省（市）人民政府弁公庁に対して、「三網融合試行作業に関する問題についての通知」を印刷配布した。

根据该通知，试点地区（城市）要组织成立省级三网融合工作协调小组，负责当地三网融合试点工作的组织实施，并应于 08 月 16 日前，将三网融合试点实施方案报至国务院协调小组办公室，接受评估。

（摘自中国政府网；2010 年 08 月 02 日发布）

本通知によると、試行地域（都市）は、省レベル三網融合作業調整組を組織、設立し、現地の三網融合試行作業の組織、実施を担当し、且つ 8 月 16 日までに、三網融合試行実施方案を國務院調整組弁公室に報告し、同弁公室の評価を受ける。

（2010 年 8 月 2 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

● 《天津市企业工资集体协商条例》即将施行

该条例将于 2010 年 09 月 01 日起施行，这是中国出台的第一部有关企业工资集体协商方面的省级地方性法规。该条例明确了工资分配制度、职工年度平均工资水平及其调整幅度、计时工资、加班加点工资等都将作为集体协商的内容。这些事项经双方协商一致，便可作为企业规章制度，并向全体职工公布。

（摘自新华网；2010 年 07 月 27 日发布）

● 「天津市企業給与団体交渉条例」がまもなく施行される

本条例は、2010 年 9 月 1 日から施行され、中国が公布した初めての企業給与の団体交渉に関する省レベルの地方的法規である。本条例は、給与分配制度、従業員年度平均給与水準及びその調整幅を明確にし、時給、時間外労働給与等は、いずれも団体交渉の内容になる。これらの事項は、双方が協議して合意に達した上、企業の規則制度になり、かつ従業員全員に公表することができる。

（2010 年 7 月 27 日付の新華網より抜粋）

● 税収協定中“特许权使用费”条款适用相关问题的简析

作为跨国公司将利润或现金汇返海外母公司的一种有效手段，“服务费”的支付广泛存在于跨国公司的跨境交易安排中。在实践中，由于在所得税处理上适用税率等的不同，“服务费”和“特许权使用费”的区分一直是税务部门与企业争议的焦点。

2009 年 09 月 14 日中国国家税务总局（以下简称“国税总局”）发布了《关于执行税收协定特许权使用费条款有关问题的通知》（国税函〔2009〕507 号；以下简称“507 号文”），就税收协定“特许权使用费”条款对“服务费”的适用进行了明确；2010 年 01 月 26 日国税总局发布了《关于税收协定有关条款执行问题的通知》（国税函〔2010〕46 号；以下简称“46 号文”），对“服务费”如何适用税收协定进行了进一步的明确。本文拟结合上述 507 号文、46 号文以及《中华人民共和国政府和日本国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定》（以下简称“《中日税收协定》”）等的有关规定，对跨境“服务费”适用税收协定中“特许权使用费”条款的所得税处理等相关问题进行简要的分析、介绍。

“服务费”与“特许权使用费”之辨析

“507 号文”明确了下列“服务费”不属于“特许权使用费”，不适用税收协定的“特许权使用费”条款，而应当作为劳务所得适用税收协定“营业利

● 租税協定における「ロイヤルティ」条項の適用に関する簡潔な分析

多国籍会社が利益や現金を海外の親会社に払い戻す際の有効な手段の 1 つとして、「サービス費用」の送金が、多国籍会社のクロスボーダー取引の手配に広く存在する。実務においては、所得税の取扱いに適用する税率等が異なることから「サービス費用」と「ロイヤルティ」の区別は、以前から税務部門と企業間の論議の焦点となっている。

2009 年 9 月 14 日、中国国家税务总局（以下、「国税総局」という）は「租税協定ロイヤルティ条項を執行する関係事項についての通知」（国税函〔2009〕507 号。以下、「507 号文」という）を公布し、租税協定の「ロイヤルティ」条項を「サービス費用」に適用することについて明確にした。2010 年 1 月 26 日、国税総局は、「租税協定の関係条項執行事項についての通知」（国税函〔2010〕46 号、以下、「46 号文」という）を公布し、「サービス費用」が如何にして租税協定を適用するかについて更に明確にした。本文では、上記 507 号文、46 号文、及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（以下、「『中日租税協定』」という）などの関連規定に基づき、クロスボーダー「サービス費用」に租税協定の「ロイヤルティ」条項を適用する所得税取扱などの関係事項について、簡潔に分析し、紹介する。

「サービス費用」と「ロイヤルティ」に関する分析

「507 号文」では、以下に掲げる「サービス費用」は「ロイヤルティ」に該当せず、租税協定の「ロイヤルティ」条項を適用せずに役員所得として租税協定の「営業

润”条款（有例外，如中英税收协定专门列有技术费条款）：

- 1) 单纯货物贸易项下作为售后服务的报酬；
- 2) 产品保证期内卖方为买方提供服务所取得的报酬；
- 3) 专门从事工程、管理、咨询等专业服务的机构或个人提供的相关服务所取得的款项；
- 4) 中国国税总局规定的其他类似报酬。

但在实践中，提供服务与“专有技术”许可经常出现混合的情形。一方面，“专有技术”许可通常都伴随着技术许可方提供的相应指导、支持等技术服务，纯粹的技术许可在实践中并不常见；另一方面，服务提供方在提供相关服务的同时还可能涉及“专有技术”的使用。此时，相关“服务费”与“特许权使用费”的区别便相对比较模糊。

【备注：本文中提及的“专有技术”，根据 507 号文的相关规定，是指进行某项产品的生产或工序复制所必须的、未曾公开的、具有专有技术性质的信息或资料。税收协定中规定的有关工业、商业或科学经验的信息，可以理解为“专有技术”。】

对此，结合 507 号文、46 号文、《中日税收协定》等的相关规定，对于提供服务与技术许可常见的混合情形，以及各个情形下的“服务费”是否适用税收协定“特许权使用费”条款及相应的企业所得税处理，我们简要列表分析、提示如下：

提供服务与技术许可常见的混合情形	是否适用“特许权使用费”条款	非居民企业的企业所得税处理
<ul style="list-style-type: none"> ■ 服务提供方（非居民企业，下同）在提供的过程中使用的某些“专有技术”； ■ 服务提供方不向服务接受方转让或许可服务接受方使用该“专有技术”。 	否	— 适用税收协定的“营业利润”条款，实际所得税税率为 2.5~10%。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 服务提供方提供服务所形成的成果属于税收协定“特许权使用费”定义的范围； ■ 服务提供方保有上述成果的所有权； ■ 服务接受方对上述成果仅享有使用权。 	是	— 适用税收协定的“特许权使用费”条款，缴纳 10% 的预提所得税。

利益”条款进行适用（此条款中列有例外，如中英租税协定技术费用条款为个别列举）

- 1) 单纯货物贸易における、アフターサービスとしての報酬
- 2) 製品の保証期間中に、売手が買手にサービスを提供することにより取得した報酬
- 3) 工事、管理、コンサルティングなどの専門サービスを専門的に取扱う機関や個人が提供する関係サービスについて取得した代金
- 4) 中国国税総局が定めるその他の類似する報酬

但し、実践においては、サービスの提供と「ノウハウ」の許諾が混合する状況がよく発生する。「ノウハウ」の許諾は、通常、技術供与者から提供される相応の指導、サポート等の技術サービスに伴うものであり、純粋な技術供与は実務ではあまり見かけられない。一方、サービスの提供側が関係するサービスを提供すると同時に、「ノウハウ」の使用に関係してくる可能性もある。その場合、「サービス費」と「ロイヤリティ」の違いはやや曖昧になる。

【備考：本文に言及する「ノウハウ」は、507 号文の規定に基づくものであり、ある製品の生産又は工程の複製に必須であり、公開されていない、ノウハウの性質を有する情報又は資料をいう。租税協定に定める工業、商業又は科学経験の斯かる情報は、「ノウハウ」と理解することができる。】

以上から、507 号文、46 号文、「中日租税協定」等の関連規定と合わせると、サービス提供と技術供与によく見られる混合状況、及び各状況における「サービス費用」が、租税協定の「ロイヤリティ」条項を適用するかどうか、そして、その企業所得税の取扱について、下表にて簡潔に分析し、説明する。

サービス提供と技術供与によく見られる混合状況	「ロイヤリティ」条項を適用するかどうか	非住民企業の企業所得税の取扱
<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス提供側（非住民企業、以下同じ）がサービスを提供する過程において使用する一部の「ノウハウ」である。 ■ サービス提供側が当該「ノウハウ」をサービス引受側に譲渡せず、又はサービス引受側による使用を許諾しない。 	NO	— 租税協定の「営業利益」条項を適用し、実際の所得税税率は 2.5~10% である。
<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス提供側がサービスを提供することにより形成された成果は、租税協定の「ロイヤリティ」定義の範囲に該当する。 ■ サービス提供側が上記成果の所有権を有する。 ■ サービス引受側は上記成果に対して使用権のみ有する。 	YES	— 租税協定「ロイヤリティ」条項を適用し、10% の源泉所得税を納める。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 技术许可的同时，技术许可方（非居民企业，下同）派员为该“专有技术”的使用提供支持、指导等服务并收取服务费； ■ 上述人员的服务不构成“常设机构”。 	是	<ul style="list-style-type: none"> - 该技术服务费无论单独收取还是包含在技术转让价款中，均视为技术许可费，适用税收协定的“特许权使用费”条款的规定，缴纳 10% 的预提所得税。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 技术许可的同时，技术许可方派员为该“专有技术”的使用提供支持、指导等服务并收取服务费； ■ 上述人员的服务构成“常设机构”； ■ 相关服务收入与常设机构有“实际联系”。 	否	<ul style="list-style-type: none"> - 来源于“常设机构”中的技术服务费、技术许可费单独计算。 - 技术服务费适用税收协定的“营业利润”条款，实际所得税税率为 2.5~10%。 - 技术许可费适用税收协定的“特许权使用费”条款，缴纳 10% 的预提所得税。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術供与に伴い、技術供与者（非住民企業、以下同じ）が人員を派遣し、当該「ノウハウ」使用のためサポート、指導などのサービスを提供し、且つサービス費用を受取る。 ■ 上記人員によるサービスは「恒久的施設」を構成しない。 	YES	<ul style="list-style-type: none"> - 当該技術サービス費用は、単独で受取るか、技術供与料に含まれるかに係らず、いずれも技術供与料と見なされ、租税協定の「ロイヤルティ」条項を適用し、10% の源泉所得税を納付する。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術供与に伴い、技術供与者が人員を派遣し、当該「ノウハウ」使用のためサポート、指導などのサービスを提供し、且つサービス費用を受取る。 ■ 上記人員によるサービスは「恒久的施設」を構成する。 ■ 関係するサービス収入と恒久的施設は「実際に関係」がある。 	NO	<ul style="list-style-type: none"> - 「恒久的施設」を源泉とする技術サービス費用、技術供与料を単独に計算する。 - 技術サービス費用は租税協定の「営業利益」条項を適用し、実際の所得税税率は 2.5~10% である。 - 技術供与料は、租税協定の「ロイヤルティ」条項を適用し、10% の源泉所得税を納付する。

备注：

- ① 根据《中日税收协定》中“常设机构”条款的相关规定，非居民企业提供劳务咨询构成“常设机构”的一般判定标准为：非居民企业通过雇员或其他人员在缔约国另一方提供的劳务咨询活动在任何 12 个月中连续或者累计超过 6 个月。
- ② 根据中国《企业所得税法》、《企业所得税法实施条例》等的相关规定，就归属于“常设机构”的利润缴纳 25% 的企业所得税，由于在实践中税务机关通常倾向于对“常设机构”按照核定征收的方式计税，按照一般 10% 至 40% 的核定利润率计算，归属“常设机构”的“营业利润”的实际所得税税率通常为 2.5~10%。
- ③ 根据中国《企业所得税法》、《企业所得税法实施条例》及《中日税收协定》等相关规定，中日之间“特许权使用费”涉及的预提所得税税率为 10%。

此外，需要提醒的是，除前述企业所得税问题之外，一旦技术许可方派员到中国境内为相关“专有技术”的使用提供支持、指导等服务构成“常设机构”，派遣人员的报酬都将视为由该“常设机构”负担，并需要就此缴纳个人所得税。换言之，只要技术许可方在中国被认定构成“常设机构”，即使派遣人员来中国提供服务的时间没有达到税收协定“非独立个人劳务”条款的标准（就《中日税收协定》而言，该标准为停留连续或累计不超过 183 日），该派遣人员仍需要缴纳个人所得税。

備考：

- ① 「中日租税協定」の「恒久的施設」条項の関係規定に基づく、非住民企業により提供される役務コンサルティングが「恒久的施設」を構成すると判断する基準は、即ち非住民企業が従業員又はその他人員を通じて調印相手国で提供する役務コンサルティング活動が如何なる 12 か月において連続又は累計で 6 か月を超えることである。
- ② 中国の「企業所得税法」、「企業所得税法实施条例」などの関連規定に基づく、「恒久的施設」に該当する利益については、25% の企業所得税を納付するとされているが、実務においては、税務機関は通常、「恒久的施設」に対し、見なし課税の方法で課税する傾向があり、通常 10% 乃至 40% のみなし利益率にて計算するため、「恒久的施設」に該当する「営業利益」の実際所得税税率は通常 2.5~10% となる。
- ③ 中国の「企業所得税法」、「企業所得税法实施条例」及び「中日租税協定」などの関連規定に基づく、中日間の「ロイヤルティ」に関する源泉所得税税率は 10% である。

このほかに、ご注意いただきたいこととしては、上記の企業所得税の問題のほか、技術供与者が人員を中国国内へ派遣し、関係する「ノウハウ」の使用にあたり、サポート、指導などのサービスを提供し、ひとたび「恒久的施設」を構成した場合、派遣される人員の報酬は当該「恒久的施設」が負担すると見なされ、且つ個人所得税を納付しなければならない。言い換えるならば、技術供与者が中国で「恒久的施設」を構成すると認定され

た場合、派遣される人員が中国でサービスを提供する期間が租税協定の「非独立個人役務」条項の規準（「中日租税協定」について言うと、当該規準は、連続又は累計滞在時間が183日を超えないこと、とされている）に適合しなかったとしても、当該派遣される人員は、依然として個人所得税を納付する必要がある。

対非居民企业的影响及应对

中国国税总局发布的 507 号文、46 号文等规范了“特许权使用费”、“专有技术”的定义，就实际操作中同时涉及“专有技术”和提供相关服务的商业合同的税务处理进行了明确，提供了区分“服务费”与“特许权使用费”的判断标准，有助于税务部门与非居民企业（包括日本企业）就“服务费”的税务处理问题达成一致，避免发生争议。

对于有来源于中国境内的“特许权使用费”及与“专有技术”相关的“服务费”收入的非居民企业（包括日本企业），我们建议充分审视自身的实际情况，包括相关技术许可协议、技术服务协议的条款安排、派员到中国境内提供服务的时间、是否存在分期付款情形等，据此判断其所得税（包括企业所得税、个人所得税）的纳税义务，并对今后技术许可/技术服务的安排进行优化等。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

中国《企业所得税法》（主席令第 63 号）

http://www.gov.cn/flfg/2007-03/19/content_55424_3.htm

中国《企业所得税法实施条例》（国务院令第 512 号）

http://www.gov.cn/zwqk/2007-12/11/content_830645.htm

《关于执行税收协定特许权使用费条款有关问题的通知》（国税函〔2009〕507号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9274498.html>

《关于税收协定有关条款执行问题的通知》（国税函〔2010〕46号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n9717203/n9717368/9733567.html>

《中华人民共和国政府和日本国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定》

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8687294/n8687537.files/n8687538.pdf>

（里兆律师事务所 2010 年 08 月 06 日整理编写）

非居民企業への影響及びその対応

中国国税総局が公布した 507 号文、46 号文等では、「ロイヤルティ」、「ノウハウ」の定義が規範化されており、実務取扱において「ノウハウ」と関係サービス提供に同時に関係する取引契約の税務取扱について明確にし、「サービス費用」と「ロイヤルティ」を区別する判断基準を提供していることから、税務部門と非居民企業（日系企業を含む）の「サービス費用」の税務扱いについての意見が一致させ、論議を呼ぶことを回避させるには有益である。

中国国内を源泉とする「ロイヤルティ」及び「ノウハウ」に關係する「サービス費用」収入のある非居民企業（日系企業を含む）に対しては、關係する技術供与契約書、技術サービス契約書の条項の設定、人員を中国国内に派遣しサービスを提供する時間、分割払いなどの情況が存在するかどうかを含む自己の實際の状況を十分に勘案し、それに基づきその所得税（企業所得税、個人所得税を含む）の納税義務を判断し、且つ今後の技術供与/技術サービスの手配の最適化を図るのがよい。

備考：

關係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

中国「企業所得税法」(主席令第 63 号)

http://www.gov.cn/flfg/2007-03/19/content_55424_3.htm

中国「企業所得税法实施条例」(國務院令第 512 号)

http://www.gov.cn/zwqk/2007-12/11/content_830645.htm

「租税協定ロイヤルティ条項を執行する關係事項についての通知」(国税函〔2009〕507号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9274498.html>

「租税協定の關係条項執行事項についての通知」(国税函〔2010〕46号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n9717203/n9717368/9733567.html>

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8687294/n8687537.files/n8687538.pdf>

（里兆法律事務所が 2010 年 8 月 6 日付で作成）